

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	都城市 子ども医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和5年11月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費助成事務
②事務の概要	<p>・都城市では、都城市子ども医療費の助成に関する条例に基づき、疾病等の治療を容易にし、子どもの福祉の向上と健全な発育の促進を図ることを目的に子どもに対する医療費の助成を行う。</p> <p>・情報連携のため、都城市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・本事務に係る対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・本事務に係る対象者が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①子ども医療費助成受給対象者の資格申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②保護者の所得状況を把握し、県補助対象(旧児童手当法による所得制限)を確認 ③子ども医療費助成受給対象者の登録内容の変更に関する事務 ④Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務</p> <p>【リスク対策の実施状況】</p> <p>1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する 2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。 3 保存期限を経過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。 4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。</p> <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p> <p>① 特定個人情報の入手 【有】 ② 特定個人情報の使用 【有】 ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 【無】 ④ 特定個人情報の提供・移転 【有】 ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続 【有】 ⑥ 特定個人情報の保管・消去 【有】 ⑦ 監査 【有】 ⑧ 従業者に対する教育・啓発 【有】</p>
③システムの名称	①WEL+子ども医療費助成 ②MICJET番号連携サーバ ③中間サーバ ④Public Medical Hub

2. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども部 こども政策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	こども課長 朝倉 信子	こども課長 内田 由紀美	事後	事前の提出・公表ができないため
平成31年4月1日	1. 特定個人情報を取扱う事務		【リスク対策の実施状況】 【特定個人情報の取り扱い状況】	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	こども課長 内田 由紀美	課長	事前	
平成31年4月1日	IV リスク対策		項目追加	事前	
令和2年4月1日	1. 特定個人情報を取扱う事務		制度名改正に伴い、①②③を修正	事前	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉部 こども課	こども部 こども政策課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	事前の提出・公表ができないため
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	事前の提出・公表ができないため
令和5年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称		Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に関連した項目追加	事前	